

(1) 青少年の健全育成等に関する取り組みについて

令和5年度 青少年健全育成関係事業

印西市教育委員会 教育部 生涯学習課

1 社会教育

(1) 地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業

開設状況 6中学校区

(船穂中学校, 木刈中学校, 小林中学校, 西の原中学校, 本埜中学校, 滝野中学校)

2 家庭教育

(1) 家庭教育学級

- ・家庭教育学級の開催(各幼稚園, 小中学校毎に開催)
学級数 34学級(必修(全校)28学級, 学年(任意)6学級)
- ・学年家庭教育学級への助言
運営・活動計画に関する相談や助言を家庭教育指導員が行う。
- ・家庭教育シアターフォーラム(定期開催年5回, 出前開催随時)との連携
視聴覚教材を活用した講座の実施

(2) 家庭教育学級主事会議

各幼稚園長・小中学校教頭先生を家庭教育学級主事として委嘱し, 家庭教育学級を円滑に運営できるよう会議の実施

第1回 4月13日(木), 第2回 2月予定

(3) 家庭教育学級運営委員研修会

各学級の代表者を対象として, 予算・学習計画・実施運営方法等について研修の実施

第1回 4月27日(木), 第2回 2月予定

3 青少年教育

(1) 放課後子ども教室推進事業

滝野小学校 10回/年 49人(令和4年度実績:10回/年 49人)

本埜小学校 11回/年 25人(令和4年度実績:10回/年 32人)

(2) 「こども110番の家」の設置・推進

- ・こども110番運営委員会 6月2日(金)
- ・協力家庭数 1,543件(R5.3.31現在)

(3) 社会を明るくする運動青少年健全育成大会

7月8日(土) 印西市文化ホール 参加者170人

(4) 大学連携事業

- ・順天堂大学生涯学習公開講座（酒々井町と共催）
日程 10月から12月のうち 計4回実施
対象 30人（市内小学1～6年生の親子15組）
種目 陸上競技、水球、ダンス、バスケットボール
情報提供 広報・HP掲載

(5) 青少年問題協議会の開催

- ・第1回 7月24日（月）

4 その他

(1) 青少年関係団体の主催事業への支援・協力

ア 青少年相談員連絡協議会

- ・青少年ふれあいデイキャンプ 8月 6日（日） こもればの森イバライド
- ・印旛地区少年の日・地域のつどい大会 9月30日（土）
八街市スポーツプラザ（八街市八街い84-10）
- ・なぞとき大冒険 1月予定
- ・各小・中学校区単位による地域活動の実施

(2) 令和6年二十歳を祝う会記念式典

令和6年1月7日（日）松山下公園総合体育館（予定）
対象約1,100名（市内在住者R5.4.1現在）

令和5年度 児童生徒の安全確保についての取組

印西市教育委員会 教育部 指導課

1 安全教育の充実

- (1) 交通安全教室の実施 *市民活動推進課
 - 安全な歩行、安全な自転車走行、自転車の安全点検等
- (2) 防犯教室の実施
 - 不審者対応、薬物乱用防止、インターネット・SNSの正しい利用法等
- (3) 避難訓練の実施
 - 地震対応、火災対応、不審者対応、ワンポイント訓練、引き渡し訓練等
- (4) SNS等ネットリテラシー授業の実施

2 園児児童生徒の安全確保

- (1) 防災計画・学校安全マニュアルの見直しと定期的な施設点検の実施に関する指導・助言
- (2) 防犯ブザーの貸与
- (3) 自転車用通学ヘルメットの貸与
- (4) メール配信システムの活用
 - 登下校時間の変更、不審者情報、学校行事等
- (5) 防災行政無線を活用した見守り活動の推進 *防災課
- (6) 安全主任等研修会の開催
- (7) 「こども110番の家」の推進 *生涯学習課
- (8) 自然災害に対応した安全指導の充実
- (9) 理科薬品の安全管理の指導・点検
- (10) いじめ問題対策連絡協議会・いじめ防止対策委員会の開催、いじめ防止対策会議の開催
- (11) 防犯カメラの設置 *教育総務課
- (12) 虐待事案への対応 *子育て支援課

3 通学路の安全確保

- (1) 通学路緊急一斉点検（R3.7.9 通学路における合同点検等実施要領）及び登下校防犯プラン（H30.6.22 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議）、印西市通学路交通安全プログラム（H27.2 改定）に基づいた通学路の危険箇所抽出及び改善 *千葉県印旛土木事務所、印西警察署、市建設課、市土木管理課、市民活動推進課、市指導課、学校等
- (2) 登下校時の安全指導やパトロールの実施 *市民活動推進課
 - 教職員、保護者、地域ボランティア、防犯パトロール等
- (3) 安全マップの作成・配付

4 学校管理下における災害共済給付

- (1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入の推奨
- (2) 災害給付手続きに関する学校への情報提供及び指導

令和5年度 印西市における子ども虐待防止対策について

印西市健康子ども部子育て支援課

1 要保護児童等の支援会議について

(1) 協議会

支援対象児童等の情報交換及び支援内容の協議、関係機関等との連携及び協力体制の整備、支援対象児童等の発見、防止、保護等の広報及び啓発活動等。

※年1回開催（5月11日開催）

(2) 実務者会議

要保護児童等に係る支援の経過報告、評価、状況把握、情報交換などについて、市の関係機関の実務担当者と協議する。

※年4回開催（6月26日開催、9月・12月・3月開催予定）

(3) 個別支援会議

要保護児童等の個別事案に対する具体的な支援内容を検討する。

※随時開催（個別事案の状況把握及び支援方針の検討が必要である時）

(4) 進行管理会議

実務者会議の開催がない月に児童相談所と進行管理会議を行う。

※年8回開催

（4月24日・5月29日開催、7月・8月・10月・11月・1月・2月開催予定）

2 児童虐待防止推進月間における取り組みについて

(1) 実施期間：11月1日～30日

(2) 広報・啓発

①児童虐待の早期発見チェックリストについて、7月に各小・中学校経由で保護者に電子データで配信、また、市ホームページに掲載

②広報いんざい11月号に児童虐待防止推進月間の内容、通告相談窓口を掲載予定

③啓発ポスターを掲示予定

④啓発物資（啓発用ティッシュ）を配布予定

⑤子育て講座を3回開催予定

3 学校訪問について

6月に、民生委員・児童委員とともに市内小学校18校、中学校9校を訪問し、要保護児童・準要保護児童の状況及び児童・生徒の問題行動等について情報共有を図った。

地域の民生委員・児童委員が学校訪問を通して学校との連携を図ることで、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、地域での見守り活動に繋げている。

4 家庭児童相談について

0歳から18歳未満のお子様の悩みや心配ごとについて、家庭相談員が相談に応じている。

※月曜日～金曜日（祝日、年末年始は休み）、午前9時～午後4時

<参考>

○家庭児童相談における相談件数の推移

(単位：件)

件数	年度				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	292	342	339	367	327
うち児童虐待相談件数	125	178	207	258	234

※虐待相談件数には、市で通告・相談を受理したケースの他、転入してきたケースや児童相談所で受け付けたケースを含む。

令和5年度社会福祉課関連事業について

印西市 福祉部 社会福祉課

1 福祉の総合相談窓

(1) 包括的な福祉総合相談窓口の設置

⇒どこに相談したらよいかわからない方への案内及び情報提供

福祉に関する社会資源の情報収集

《令和4年度相談実績》204件

2 生活困窮者自立支援に関すること

(1) 生活困窮者自立支援相談事業の実施

⇒いんざいワーク・ライフサポートセンター

自立相談支援事業，就労準備支援事業，家計改善支援事業

《令和4年度実績》

新規相談件数 188

支援決定件数 59

家計改善支援 11

就労支援準備支援 2

自立相談就労件数 28

3 更生保護に関すること

(1) 印西地区保護司会，印西市更生保護女性会の活動支援

(2) 社会を明るくする運動

⇒犯罪の防止と，罪を犯した人たちの更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪のない明るい社会をつくる「社会を明るくする運動」を実施

○社会を明るくする運動青少年健全育成大会

令和5年7月8日（土）開催，約170名参加

(3) 社会を明るくする運動作文コンテストの開催

⇒市内小中学生に対し，“社会を明るくする運動”を知ってもらうきっかけをつくり，犯罪や非行の防止と，罪を犯した人たちの更生について理解を深めてもらう

4 民生委員児童委員に関すること

(1) 令和5年4月1日現在 126名委嘱

⇒住民の生活状態を必要に応じ適切に把握

援助を必要とする者が自立した生活を送れるように助言・援助

援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供・援助

社会福祉活動を行う者と密接に連携し活動を支援

行政機関の業務協力

住民の福祉増進を図る活動

地方青少年問題協議会法

[昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号]

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [昭和三二年六月一日法律第一五八号抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 [昭和三三年五月一〇日法律第一四四号]

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕
(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○印西市青少年問題協議会条例

昭和38年 9 月 28日 条例第12号

改正

平成 8 年 3 月 26日 条例第69号

平成12年12月25日 条例第33号

平成26年 3 月 20日 条例第 4 号

印西市青少年問題協議会条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。）に基づき、印西市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及び区域内にある関係行政機関諸団体に対し、意見を述べることができる。

(組織及び会議)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 1 0 人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、任期を 2 年とし、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命する。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 会長は、会務を総理する。

6 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

9 専門委員は、学識経験がある者のうちから市長が任命する。

1 0 委員及び専門委員は、非常勤とする。

1 1 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日 条例第 69 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日 条例第 33 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に印西市青少年問題協議会の委員（以下「委員」という。）である者は、引き続き改正後の印西市青少年問題協議会条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

【メモ】
